

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年3月31日条例第9号）

最終改正:平成21年7月17日条例第64号

改正内容:平成21年7月17日条例第64号 [令和6年7月19日]

○神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

昭和44年3月31日条例第9号

改正

昭和47年3月31日条例第25号
昭和48年3月31日条例第24号
昭和49年3月30日条例第20号
昭和50年12月27日条例第49号
昭和52年3月31日条例第14号
昭和56年3月31日条例第10号
昭和57年3月30日条例第17号
平成2年10月16日条例第34号
平成11年2月5日条例第1号
平成12年6月20日条例第52号
平成15年2月7日条例第1号
平成16年3月30日条例第24号
平成17年1月21日条例第4号
平成17年10月18日条例第99号
平成18年3月31日条例第23号
平成20年7月22日条例第40号
平成21年7月17日条例第64号

神奈川県在宅重度障害者手当支給条例をここに公布する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、県が、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当を支給することにより、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下この条において「身体障害者手帳」という。)に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下この条において「精神障害者保健福祉手帳」という。)に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下この条において「政令」という。)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者。ただし、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日がいずれも65歳に達した日以後である者(65歳に達した日前に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下この条において「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下この条において「更生相談所」という。))の判定により知的障害者とされた者を除く。)を除く。
- (2) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者(65歳に達した日以後に初めて知的障害者とされた者を除く。以下この条において同じ。)のうち、知能指数が50以下とされた者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35以下とされた者
- (4) 次のいずれにも該当する者
 - ア 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が3級である者として記載されている者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者
 - ウ 児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35を超え50以下と判定された者
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条に規定する障害児福祉手当(以下「障害児福祉手当」という。)又は法第26条の2に規定する特別障害者手当(以下「特別障害者手当」という。)の支給を受けている者。ただし、65歳に達した日以後に初めて特別障害者手当の支給を受けた者(障害児福祉手当の支給を受けた者、65歳に達した日前に身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者を除く。)を除く。

(支給要件)

第3条 県は、在宅の重度障害者等に対し、神奈川県在宅重度障害者等手当(以下「手当」という。)を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、重度障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該重度障害者等に対しては、支給しない。

- (1) 手当の支給年度の8月1日(以下「基準日」という。)において前条第1号から第4号までのいずれにも該当せず、かつ、基準日の属する月の分の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けなかつたとき。
- (2) 基準日において、県内に引き続き6月以上住所を有していないとき。

(3) 手当の支給年度の前年度の8月1日から基準日の前日までの間に、同日において20歳未満の重度障害者等にあつては法第17条第2号に規定する施設に、同日において20歳以上の重度障害者等にあつては法第26条の2各号に規定する施設に継続して3月を超えて入所又は入院したとき。

(手当の額)

第4条 手当は、年度を単位として支給するものとし、その額は、6万円とする。

(認定等)

第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、規則で定めるところにより、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、受給資格者が申請することができない事情があるときは、当該受給資格者の配偶者、親権者その他当該受給資格者を介護している者(以下「介護者」という。)が代わつて申請することができる。

3 知事は、受給資格者又は介護者が、正当な理由がなく、第13条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、第1項の認定を行わないことができる。

4 第1項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(手当の支給、支払期月等)

第6条 手当は、受給資格者が前条第1項の規定による認定を受けた日の属する年度から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する年度(同日がその属する年度の8月1日前である場合は、当該年度の前年度)まで支給する。

2 前項の手当は、毎年度1月に支払う。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 受給資格者が第1項の手当を受領することができない事情があるときは、当該受給資格者の介護者が代わつて受領することができる。

(支給の制限)

第7条 手当は、受給資格者の基準日が属する年の前年の所得が、法第20条の規定により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。次条において「政令」という。)第7条で定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

第8条 手当は、受給資格者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の基準日が属する年の前年の所得又は受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの基準日が属する年の前年の所得が、法第21条の規定により政令第8条において準用する政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

第9条 前2条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、受給資格者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあつては障害児福祉手当の、同日において20歳以上の者である場合にあつては特別障害者手当の例による。

第10条 手当は、受給資格者又は介護者が、正当な理由がなく、第13条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、支給しないことができる。

第11条 手当の支給を受けている者(第5条第1項の規定による認定を受けた者であつて、第7条又は第8条の規定により手当の支給を受けていないものを含む。以下同じ。)又は介護者が、正当な理由がなく、次条第1項の規定による届出をしないときは、手当の支払を一時差止めることができる。

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者又は介護者は、規則で定めるところにより、毎年、当該手当の支給を受けている者の現況について、知事に届け出なければならない。

2 手当の支給を受けている者又は介護者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(調査)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、受給資格者又は介護者に対して、受給資格の有無を決定するために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、介護者若しくはその他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、それを提示しなければならない。

(不正利得の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、知事は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(手当の支払の調整)

第15条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、昭和44年度に支給する手当で昭和44年7月に支払うべき分は、同年9月又は11月に支払うものとする。

3 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(昭和47年3月31日条例第25号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第24号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日の属する年度において、改正前の第5条第1項の規定により受給資格者が受けた認定は、改正後の同項の規定により受けた認定とみなす。

附 則(昭和50年12月27日条例第49号)
 - 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
 - 2 昭和51年4月1日において神奈川県在宅重度障害者等手当(以下「手当」という。)を受ける資格を有しない者について、同日後にこの条例による改正後の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定が適用されるとするならば、その者が手当を受ける資格を有することとなるときは、昭和51年度に限り、その者に手当を支給する。
 - 3 前項の規定により手当を受けることができる者に関する改正後の条例第4条の規定の適用については、同条中「3万円」とあるのは、「1万円」とする。

附 則(昭和52年3月31日条例第14号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第17号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成2年10月16日条例第34号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成11年2月5日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月20日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月7日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第24号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月18日条例第99号)
 - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の第2条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる認定の申請について適用する。

附 則(平成18年3月31日条例第23号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月17日条例第64号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成21年度に支給する神奈川県在宅重度障害者等手当(以下「手当」という。)の支給を受けた者(以下「平成21年度手当受給者」という。)については、改正後の第2条第1号ただし書及び第5号ただし書の規定は、適用しない。
 - 3 平成21年度手当受給者で、平成22年4月1日において改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(以下「条例」という。)に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、平成22年度及び平成23年度に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の給付金(以下「特例手当」という。)を、年度を単位として、各年度の7月に支給する。ただし、平成23年度に支給する特例手当は、同日後1年間県内に引き続き住所を有していない者に対しては、支給しない。
 - (1) 改正前の条例第4条第1号に掲げる者 3万円
 - (2) 改正前の条例第4条第2号から第4号までに掲げる者 1万7,500円
 - (3) 改正前の条例第4条第5号から第7号までに掲げる者 1万2,500円
 - 4 改正前の条例第7条から第9条までの規定は、特例手当について準用する。
 - 5 特例手当の支給を受けた者に対して改正後の条例の規定により手当を支給する場合は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその年度に支給した特例手当に相当する額を控除して支給するものとする。
 - 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
-